



Newsletter

Global Japanese Practice
KPMG in Thailand

タイ関税局、自主納付プログラムを新たに 5 年間実施

お客様各位

平素より格別のご高配を賜り、誠にありがとうございます。

タイ関税局（Thai Customs Department : TCD）は、従来から自主納税制度を実施しており、今回、新たに **2026 年 10 月 1 日から 2031 年 9 月 30 日まで**を実施期間とする「**関税自主納付プログラム（Voluntary Additional Duty Payment Program）**」を開始しました。本制度は、企業が過去の輸入申告履歴を点検し、関税等の不足納付を把握した場合、税関調査や政府当局による調査等の開始前に自主的に申告内容を是正し、追加納付を行うことにより、**ペナルティやサーチャージの軽減を受けられる**可能性がある制度です。

本ニュースレターでは、本制度の概要および主なメリットに加え、近年の関税調査における主な指摘事項ならびに企業が検討すべき実務上のポイントについて解説します。

I. 関税自主納付プログラムの概要

本制度は、タイ関税局による調査によって申告上の問題が把握される前に、企業が自主的に過去の輸入申告を見直し、関税等の不足納付を是正することを促すものです。

具体的には、輸入者が過去の輸入取引を確認し、HS コード、関税評価額、原産地、免税措置・優遇制度の適用等に関する誤りを特定したうえで、必要な修正手続きおよび追加納付を行います。関税局による調査上、指摘されたことにより修正・追加納付を行う場合と、本制度の主な特徴およびメリットは以下のとおりです。

項目	通常	本制度
手続き	輸入申告を行った各税関での対応が必要となる場合がある	関税局の Post-Clearance Audit Division を通じて一括納付が可能である
ペナルティ	申告内容および違反の内容に応じてペナルティが科される	タイ関税局による審査および所定の要件に基づき、ペナルティが軽減される

サーチャージ	原則として、不足関税額の 1%/月	輸入時期等に応じて 0.25%/月、0.50%/月、0.75%/月に軽減される
--------	-------------------	---

II. 関税調査における主な指摘事項

関税等の不足納付につながる主な要因として、以下のような事項が挙げられます。

- HS コード（関税分類）の誤り
- 関税評価額の算定誤り（ロイヤルティ、技術支援料、移転価格調整等の加算漏れを含む）
- 関税の免税措置や各種優遇制度（FTA、BOI 恩典等）の適用誤り

特に、関税評価に影響を及ぼすロイヤルティや技術支援料および移転価格調整については、契約書上の記載だけでなく、実際の取引内容、支払いと輸入貨物との関連性、価格設定のプロセス等を踏まえ、関税評価上の取扱いを検討する必要があります。また、HS コードの妥当性、FTA の適用要件の充足状況および BOI 恩典の適用状況についても、申告内容が関連資料や実際の運用と整合しているかを定期的に確認することが重要です。

III. KPMG のコメント

輸入件数が多い企業、複数の税関を利用している企業、関連会社からの輸入やロイヤルティ等の支払いがある企業、または FTA・BOI 恩典等を継続的に利用している企業は、過去の輸入申告を自主的に点検することが有用と考えられます。本制度の活用にあたっては、輸入データと関連資料の整合性を確認し、追加納付の要否および対象額を精査することが重要です。

多くの在タイ日系企業では、関税実務を定期的に見直す機会が限られており、タイ関税局による調査等を契機として、過去の関税申告における誤りや潜在的なリスクが顕在化するケースも見受けられます。また、近年、タイ関税局による調査は厳格化する傾向にあり、その対象範囲も広がっています。

このような環境下において、本制度は、**潜在的なリスクを早期に把握・是正**とともに、関税コンプライアンス体制や輸出入実務プロセスを見直す有効な機会と考えられます。

KPMG では、HS コードの分類、関税評価、原産地判定、FTA の適用状況などを含む関税リスクの包括的なレビューに加え、本制度の適用可否の検討、追加納付額の算定、タイ関税局への説明・対応まで、一貫したサポートを提供しています。また、過去のリスクへの対応にとどまらず、将来の税関調査を見据えた内部管理体制の整備や貿易コンプライアンスの強化についても支援しています。

今回の制度を、これまでの関税実務を改めて見直す一つの契機としてご活用いただければ幸いです。

本ニュースレターの内容や、貴社グループにおける具体的な影響につきご懸念・ご質問がございましたら、弊社担当者までお問い合わせください。

KPMG 税務担当者

伊藤 進
パートナー
E: sito1@kpmg.co.th



金澤 学
ディレクター
E: mkanazawa1@kpmg.co.th



[KPMG 日系企業支援サービスウェブサイト](#)
[過去のニュースレター一覧](#)

KPMG 日系企業サービス代表お問い合わせ先
gjp-marketing@kpmg.co.th

kpmg.com/th



[Privacy](#) | [Legal](#)

You have received this email from KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd. If you wish to unsubscribe from our mailing list, please [click here to unsubscribe](#).

The information contained herein is of a general nature and is not intended to address the circumstances of any particular individual or entity. Although we endeavor to provide accurate and timely information, there can be no guarantee that such information is accurate as of the date it is received or that it will continue to be accurate in the future. No one should act on such information without appropriate professional advice after a thorough examination of the particular situation.

© 2026 KPMG Phoomchai Holdings Co., Ltd., a Thai limited liability company and a member firm of the KPMG global organization of independent member firms affiliated with KPMG International Limited, a private English company limited by guarantee. All rights reserved.

The KPMG name and logo are trademarks used under license by the independent member firms of the KPMG global organization